

**北九州市農業委員会**  
**第9回東部部会会議（令和3年度7月部会会議）議事録**

1. 日 時 令和3年7月9日（金）午前10時00分～10時09分

2. 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3. 出席委員及び欠席委員

・出席委員 7名

農業委員

中 谷 陽 子	井手尾 秋 義	各 務 浩	椰 野 保 博
川 江 秀 孝	中 村 治 雄	八木田 経 二	

・欠席委員 0名

4. 事務局出席者

橋 本 事務局長	篠 田 次長	尾 上 係長	奥 主査
今 村 主任			

5. 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第46号	使用貸借権の解約について	2件
報告第47号	非農地証明願について	4件
報告第48号	農地法第3条の3の規定による届出について	4件
報告第49号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件
報告第50号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	5件

【議 案】

議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第26号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について	27件

6. 傍聴人 なし

事務局

ただ今より、令和3年度 第9回東部部会会議を始めます。本日の出席委員は11名中、7名ですので、この会が成立していることをご報告します。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。

それでは部会長、進行をよろしくをお願いいたします。

部会長

ただ今より令和3年度 第9回東部部会会議を開催します。

本日の部会会議は、コロナウイルス感染防止対策のため、会議時間を極力、短縮して行いたいと考えております。従いまして、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。

議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容をご覧いただいていることと思っておりますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認願います。

次に議案の審議ですが、先日お知らせしたとおり、報告事項と同様に事務局による個別内容の説明は省略いたします。

それでは、議案書の8ページをお開きください。議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今回、現地調査を行っていただいた、委員に報告してもらいます。

まず第1項から第4項 小倉南区長野本町及び大字朽網地区担当の川江委員、報告をお願いします。

川江委員

第1項と第2項についてですが、現地調査及び本人に面会しまして、現況を見ました。記載の通り、問題はないと思われまます。

第3項と第4項についてですが、現状はだいぶ荒れた農地でしたが、譲受人は自然農法で、野菜を作ったりするとのことで、ここを開拓していただけるなら、良いことだということです。現地を確認し、本人にも面接をしまして、特に問題はないと思われまます。以上です。

部会長

次に、第5項 小倉南区大字母原地区担当の椰野委員、報告をお願いします。

椰野委員

譲渡人は高齢で、耕作が出来ないとのことで、譲受人は譲渡人の小作で、ずっと作っておりましたので、その土地を買って、水稻を作るということですので、問題はないと思われまます。ご審議をよろしくをお願いいたします。

部会長

次に、第6項から第8項 小倉南区大字貫及び長野本町地区担当の川江委員、報告をお願いします。

川江委員

第6項は、譲受人は長い間、譲渡人の田んぼを作っており、譲渡人も農業が出来ないとのことで、譲受人に贈与するというので、問題はないと思われまます。

第7項は、譲受人は、譲渡人の祖父の遺言により、遺贈ということになりました。譲受人が先祖の農地をきちんと守っていきたいということで、問題はないと思われます。

第8項は、譲受人の姉妹であります譲渡人が、農業が出来ないということで、譲受人に贈与をするということで問題はないと思われます。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議はないようですので、議案第24号は、許可と決定いたします。

つづきまして、議案書の11ページをお開きください。議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今月は第2東部調査委員会 が中止となりましたので、現地調査を担当した委員から、報告をお願いします。

まず第1項 小倉南区新曾根地区の現地調査を担当した各務委員、報告をお願いします。

各務委員

所在地は新曾根の三筆で、農地区分としては、二種農地で、転用目的は、無蓋資材置場・無蓋駐車場ということで、水利関係の承諾書もあり問題はないと思われます。ご審議をよろしく願いいたします。

部会長

次に、第2項及び第3項 小倉南区横代南町及び舞ヶ丘地区の現地調査を担当した八木田委員、報告をお願いします。

八木田委員

7月2日に私と河内委員と清水委員の3名で現地を見たところ、問題はないと思われしますので、ご報告いたします。

議案書の15ページに、横代南町の地図がついておりますが、地元の委員さんが苦労して、心配されていることがありまして、問題は地図の黒い部分の持ち主が、譲渡人ですが、この中に水路らしきものが、ついていたと。ここを資材置場等にする事によって、下に荒れた土地があるのですが、こちらの方が田んぼを復田した時に、少し支障が出るのではないかという話がありまして、この部分はどうかと、現地で話しましたところ、承諾書ももらっていると、水利権の書類もいただいていると、結論は、問題はないという話でございました。ご審議をよろしく願いいたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第25号は、許可相当と決定いたします。

つづきまして、議案書の16ページをお開きください。議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」、何かご異議ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第26号は原案どおり決定といたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、5番 柳野委員と7番 川江委員です。よろしくお願ひします。

事務局から、何かございませんか。

事務局

ございません。

部会長

皆さま方から何かございませんか。

川江委員

よろしいでしょうか。例年通り、7月に農地パトロールはありますか。

事務局

8月にする予定です。

川江委員

議案書の3ページの第4項に、大字貫の方ですね、非農地の現地を見てくださということで、現地を見たのですが、我々がパトロールをしても、これが田んぼというのが分からないのですが。

事務局

地目がですね。

川江委員

パトロールをしても分からないですね。そういう所が多いです。貫とか長野とか、朽網ももちろんありますけれど。

部会長

遊休農地が増えていっている所は、全く境界が分からない所が多いのですよ。

川江委員

田んぼか何か分からないです。何か元データがあつて、ここは田んぼなんだと。パトロールして、山林になっていると確認が出来るのですが。今の状態では。

部会長

現地調査をする時に、農業委員会から図面を渡しているでしょう。チェックアウトして、ここはこういう状態だと一緒につけてあげておかないと判断が難しい所があるし、農業委員会も図面に落として、きちんと整理しますから。

事務局

恐らく、川江委員がおっしゃっているのは、現地を見に行っても、地目が何なのか分からないので、そこをどう判断していいのか、現地で困るということですよ。

山だと思っていた所が、地目上は田んぼや畑になっていたりすることがあるということですね。

そこは申し訳ないですが、今、目視出来る範囲の中で、やっていただいて結構です。その部分については、我々はGISで、航空写真があって、その中に地目が入っているのがありますから、それで判断して、今から消していくようにします。

非農地の部分は、特に山際の部分で、やはり山林化していつている所が多いです。でも、そこを何とかしたいという方で、地目を変えたいということは、非農地証明、こういう形を出していますけれど、今後は完全に非農地になってしまっている所、非農地の証明の申請もないような所は、職権でどんどん非農地化していくようにいたします。国からそのような指示が出ていますので、その方向でいきます。

川江委員

申請しなくても、行政の方で非農地化するということですね。

事務局

山林化しているような所とか、住宅敷地の一部になっているようなところは、はっきり分かるようなところは、我々の方で非農地判定という形で対応します。

八木田委員

その件に関して、タブレットが1台あれば、現地調査にずっと持って行けますので、何とか各地区に1台ずつでも支給出来ないでしょうか。

事務局

タブレットを購入して支給することは可能なのですが、予算上の問題は通信料です。通信料が毎月1台に対して何万とかかるので、我々が持っているスマホと同じです。

また、一番のネックは、その中に入れるソフトです。タブレットを持って行っても、そこが何番地で、地目が田とか畑なのかは分かりません。

これらの情報は市の財政局が持っている課税の関係のもので、外には絶対に持ち出しが出来ないものです。

国のシステムでも「公開しろ」という話が来ているのですが、個人情報にあたる部分で、地目の線境が確定出来ない部分もありますので、外に出せない。

何とかできないかという挑戦を農林課でもしたこともありますし、農業委員会でも考えたこともあるのですが、未だに壁を越えられずできていないというのが現状です。

八木田委員

そういう制約があれば、それは仕方がないわけですが、そういうものを取っ払って、しかるべきところにやっていただくことを希望します。

あるいは、農業委員会に1台あって現地調査をする時に貸し出すと。制約をクリアした上でのことですが、方向としてそういうものが支給されたらという思いです。

川江委員

全国農地ナビというのがありますが、あれは現況の地目が田なら田、畑なら畑とでるのですか。あれは元のデータですか。

事務局

先ほど申し上げましたように、農地ナビでは、農地を示すものは旗しか立っていません。画面を広げると、農地の部分に旗が立っているような丸い点が出てきます。

それをクリックすると、その農地の情報が出てくるという形をとっています。

本来でしたら、その上に字図が被さり、その農地がどういう形状なのか分からないといけないのですが、その被せができないのは、先ほど言った財政局の税情報のため、という状況で止まっています。

また、農地ナビの情報は平成26年か27年のもので、それ以降、更新ができていないというのが現状です。

川江委員

現地を見る時は、番地を入れたらいいのですか。

事務局

番地とか地目は変わりません。それは是非ご利用いただければと思います。

部会長

それでは、よろしいでしょうか。以上をもちまして、令和3年度第9回東部部会会議を終了いたします。お疲れ様でした。